

随意契約理由書

1 工事名

淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 特別高圧受変電設備機能増設工事

2 随意契約理由

本工事は、高槻水みらいセンターにおける特別高圧受変電設備の更新に伴い、既設電気設備（受変電設備、監視制御設備）の機能増設を行うものである。

本機場における受変電設備、監視制御設備の既設システムは、システム構成や各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、製作会社が独自に開発設計した制御技術、信号処理技術が採用され、要求性能を満足するように製作されている。これらのことから機能増設を実施する際には、各機器とのインターフェイス等の非常に高いレベルのシステム設計及び装置の製作能力が要求される。更に設置後は、既設設備を含めたシステム全体の機能動作確認を行う必要がある。

したがって、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

以上のことから、本工事を施工できるのは当該システムの設計、製作、据付を実施した三菱電機株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社関西支社と随意契約を締結したい。

3 比較見積省略理由

大阪府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきであるが、本工事については、特定の者でなければ履行できない為、同規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。